

地域医療連携推進法人の設立について

1 地域医療連携推進法人制度の概要について

(1) 趣旨等

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、平成 29 年 4 月 2 日に施行されたもの
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

(2) 参加法人

- ・病院等の医療機関を開設する法人
(医療法人、社会福祉法人、公益法人、学校法人、独法、自治体等)
 - ・介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる
- ※地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者（個人開業医、医療従事者養成機関、医師会等）は社員になることができる

(3) 事業内容

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進するための方針「医療連携推進方針」を定めて実施
(診療科（病床）再編、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付等)

2 地域医療連携推進法人の認定について

都道府県知事が認定することで、地域医療連携推進法人となる
(県知事が認定するにあたっては、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ県医療審議会の意見聴取が必要)

<主な認定基準>

- ・地域医療構想地域（原則二次医療圏）を考慮して、病院等の業務連携を推進する区域を定めていること
- ・地域の関係者等で構成される地域医療連携推進評議会を設置すること
- ・参加法人が予算、事業計画等の重要事項を決定するにあたっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款に定めていること

3 地域医療連携推進法人設立に向けたスケジュールについて

令和 5 年 1 2 月	地域医療連携推進法人の認定申請
令和 6 年 1 月 1 5 日	地域医療構想等調整会議【岐阜・西濃・中濃圏域】 (地域医療構想との整合性等について地域の意見を聴取)
令和 6 年 1 月 2 4 日	県医療審議会へ諮問
令和 6 年 4 月	県知事の認定

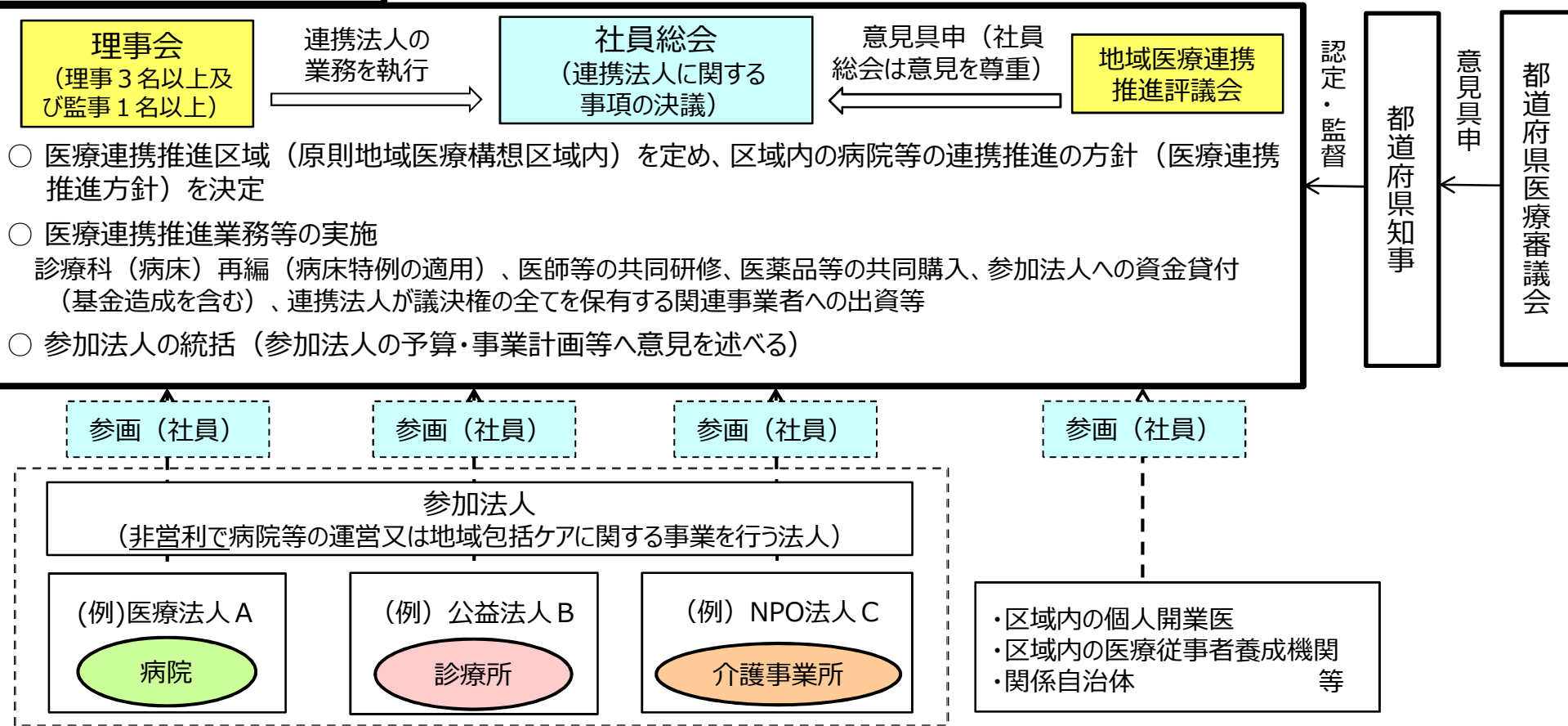
4 岐阜県内における地域医療連携推進法人

名 称：県北西部地域医療ネット（令和 2 年 4 月 1 日設立）
参加法人：郡上市、高山市、大野郡白川村

地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること